

防運事第7581号
18. 7. 31
一部改正：防運事第177号
19. 1. 9
一部改正：防運事第9244号
21. 7. 31
一部改正：防運事第7850号
26. 5. 30
一部改正：防運事第11227号
26. 7. 25
一部改正：防官文（事）第18号
27. 10. 1

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官

中央指揮所における監視チーム及び緊急事態対処調整グループの運営等
要領について（通達）

標記について、中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について（防運事第7425号。18. 7. 31）別紙「中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領」第2の3の（1）及び（2）の規定に基づき別紙のとおり定められたので、相互に緊密に協力し、その運営に遺漏のなきよう期せられたい。

なお、中央指揮所における監視チーム及び緊急事態対処調整グループの運営等要領について（防運事第2318号。18. 3. 27）は廃止する。

添付書類：別紙

中央指揮所における監視チーム及び緊急事態対処調整グループの運営等要領

第1章 総則

(目的)

第1 本要領は、中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領について（防運第2317号。18.3.27）（以下「指揮要領」という。）別紙「中央指揮所における指揮支援の実施に関する要領」第2の3の(1)及び(2)の規定に基づき、中央監視チーム及び各幕等監視チーム（以下「各監視チーム」という。）並びに緊急事態対処調整グループ（以下「調整グループ」という。）の運営並びに各幕等監視チームから中央監視チームに提供される自衛隊の行動等に係る状況等の具体的範囲等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 各監視チーム

(各監視チーム)

第2 各監視チームは、常に要員を配置し、それぞれ次の各号に掲げる者の責任の下において、所要の業務を常時実施するものとする。

- (1) 中央監視チーム：大臣官房文書課長、統合幕僚監部参事官、防衛装備庁長官官房総務官、統合幕僚監部運用部運用第1課長及び運用第2課長
- (2) 陸上幕僚監部の監視チーム（以下「陸幕監視チーム」という。）：陸上幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長
- (3) 海上幕僚監部の監視チーム（以下「海幕監視チーム」という。）：海上幕僚監部防衛部運用支援課長
- (4) 航空幕僚監部の監視チーム（以下「空幕監視チーム」という。）：航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長
- (5) 情報本部の監視チーム（以下「情報本部監視チーム」という。）：情報本部統合情報部長

(各監視チームによる監視)

第3 各監視チームは、自らが収集し、又は、それぞれ防衛省本省の内部部局、各幕僚監部及び情報本部並びに防衛装備庁の内部部局を通じて収集された自衛隊の部隊等の状況、自衛隊の運用に影響を及ぼす情報及び自衛隊の運用に影響を及ぼす可能性のある情報その他自衛隊の円滑な任務の遂行に必要な情報として

付紙第1に掲げるもの（以下「状況等」という。）を常に監視し自衛隊の行動等に関連する特異事項の認知に努めるものとする。また、中央監視チームは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、防衛審議官、大臣官房長、各局長、統合幕僚長及び防衛装備庁長官への、陸幕監視チームは陸上幕僚長への、海幕監視チームは海上幕僚長への、空幕監視チームは航空幕僚長への並びに情報本部監視チームは情報本部長への、それぞれの的確な報告に努めるものとする。

（各監視チーム間の状況等の伝達）

第4 各幕僚監部の監視チーム及び情報本部の監視チーム（以下「各幕等監視チーム」という。）は、中央指揮所における指揮支援の円滑かつ効果的な実施に資するため、状況等を常時中央監視チームへ提供するほか、必要に応じ、収集した状況等を他の監視チームに提供するものとする。

2 各幕等監視チームが中央監視チームに提供する状況等の様式、細部項目等の細部事項については、中央監視チームが各幕等監視チームと協議の上、別に定める。

3 中央監視チームは、必要に応じ各幕等監視チームに状況等を提供するほか、各幕等監視チームの求めに応じ状況等を提供するものとする。

（各監視チームが収集した状況等の取扱い）

第5 各監視チームは、収集した状況等について必要な保全措置をとるとともに、以後の配付その他の利用のため、常に整理、保管するものとする。

2 各監視チームは、他の監視チームから提供を受けた状況等について、提供元の当該監視チームが関係部局と調整の上指定するところにより防衛省内の関係部局に提供することができる。

（各監視チームの細部規定の委任）

第6 中央監視チームにおける勤務の細部については、付紙第2に定めるところによる。

2 各幕僚監部の監視チームにおける勤務の細部については、それぞれ各幕僚長が定めるところによる。

3 情報本部の監視チームにおける勤務の細部については、情報本部長が定めるところによる。

第3章 緊急事態対処調整グループ

(調整グループ及び調整会議の構成)

第7 調整グループは、調整会議及びその支援要員をもって構成する。

2 調整会議の構成は以下のとおりとし、中央指揮所総合オペレーションルームに設置するものとする。

(1) 総括者 統合幕僚監部参事官

(2) 構成員 防衛政策局調査課長、統合幕僚監部参事官、統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長(事態に応じ担当する課長、以下同じ。)、陸上幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長、海上幕僚監部防衛部運用支援課長、航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長、情報本部長の指定する情報官、防衛装備庁長官官房総務官

3 調整会議の総括者は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者の調整会議への参加を要請することができる。

4 調整会議の総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長がその職務を代行する。

(調整会議の運営)

第8 調整会議の総括者は、調整会議を総括して必要に応じ構成員の一部又は全部をもって会議を開催し、部隊等の行動等に関し、必要な状況把握を行うとともに、対処方針案の立案、計画・命令等の作成、その他の補佐活動を総合調整する。

2 調整会議は、迅速な調整を要し、又は調整に高度の判断が必要と認められる事項については、会議構成員の直近上位者の調整による判断を仰ぐものとする。

(調整グループへの状況等提供)

第9 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部並びに防衛装備庁の内部部局、その他省内関係部局は、調整グループが設置された場合には、調整会議の総括者の求めに応じ、必要な状況等を提供するものとする。

2 中央監視チームは、調整グループの設置に係る事態に関して、調整グループが設置されるまでに収集した状況等を、調整グループに引き継ぐものとする。

3 各監視チームは、調整グループが設置された後の常続的監視により当該事態に関連する状況等を収集した場合には、速やかに調整グループに提供するものとする。

4 調整会議の総括者は、前項により提供される状況等のほか、必要に応じ各監視チームに対し当該事態に関連する状況等の提供を求めることができる。この

場合、各監視チームは可能な限りその求めに応じるものとする。

5 調整グループは、提供を受けた状況等について必要な保全処置をとる。

6 調整グループは、提供を受けた状況等について、提供元と調整の上、省内関係部局に提供することができる。

(支援要員の配置)

第10 調整会議の運営を支援し、状況の把握及び連絡調整等所要の作業を行うため、調整グループに支援要員を配置する。

2 支援要員は付紙第3に掲げる基準により防衛省本省の官房各局、各幕僚監部及び情報本部並びに防衛装備庁の官房各局（以下「省内各部局」という。）から派遣される要員をもって構成し、中央指揮所管理運営室の支援を受けつつ、調整会議の総括者の統制の下で業務に従事する。

(要員の増強)

第11 調整会議の総括者は、事態の推移に応じ、必要と認める場合には、省内各部局に対し、第10第1項の支援要員に加え所要の要員の派遣を要請することができる。

2 省内各部局は、前項の規定により要請された人員について、業務に支障のない限り、要員を差し出すものとする。

第4章 雑則

(防衛省災害対策本部事務局への引継)

第12 大規模災害の発生に関連して調整グループが設置されている場合において、当該災害について防衛省災害対策本部が設置されたときは、調整グループはその業務を防衛省災害対策本部事務局に引き継ぐものとする。

(その他)

第13 この要領は、平成18年7月31日から施行する。

2 この要領は、その実施状況に照らして、適宜見直しを行うものとする。

各監視チームが常時監視する事項

- (1) 自衛隊の部隊等の運用状況に関するもの
- (2) 我が国周辺諸国の陸、海、空軍等の軍事力に関するもの
- (3) 領海侵犯、領空侵犯その他外国の艦船、航空機等の特異な行動に関するもの
- (4) 自衛隊の艦船事故若しくは航空事故又は災害派遣に関するもの
- (5) 自衛隊の部隊等の人員、主要装備品、燃料、弾薬及び主要補用品
- (6) 国内外における災害情報・治安情報
- (7) 防衛省・自衛隊に関する報道
- (8) 地誌資料及び技術資料に関するもの
- (9) 防衛会議の構成員及び緊急事態対処調整グループの要員（防衛政策局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長又は情報本部長がそれぞれの関係機関の職員についてあらかじめ指定した者に限る。）の執務時間外の所在に関するもの
- (10) その他中央監視チームが指定するもの

中央監視チーム勤務規則

第1章 総則

（中央監視チームの監視要員の構成）

第1 中央監視チームは、属紙第1の通常時の欄に掲げる基準により、以下に掲げる要員（以下「監視要員」という）をもって構成する。

（1）統合幕僚監部の要員（統合幕僚監部参事官付の要員を除く）

（2）防衛省本省の内部部局の要員、統合幕僚監部参事官付の要員及び防衛装備庁の内部部局の要員のうち、大臣官房文書課長が指定する者。（以下「防衛省中央当直」という。）をもって構成する。

2 監視要員のうち、統合幕僚監部の要員（統合幕僚監部参事官付の要員を除く）中の最先任者及び防衛省中央当直の要員中の最先任者をそれぞれの要員についての総括者とし、各監視要員はそれぞれの総括者の指示を受け常続的監視及び報告等中央監視チームの業務（以下「監視業務」という。）に従事する。

（監視要員の役割分担）

第2 中央監視チームにおいて、防衛省中央当直の要員は、監視業務のうち主として防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部（統合幕僚監部参事官付）、防衛装備庁の内部部局及び関係省庁等との対応に係る事項に関する業務を担当する。

2 統合幕僚監部の要員（統合幕僚監部参事官付の要員を除く）は、前項に掲げる業務以外の業務を担当する。

3 中央監視チームにおいて、統合幕僚監部の要員（統合幕僚監部参事官付の要員を除く）と防衛省中央当直の要員は、個々が収集した状況等を相互に提供するほか、相互に協力し、的確かつ効果的に業務を実施するものとする。

第2章 常続的監視業務

（常続的監視業務）

第3 監視要員は、他の監視チーム、関係省庁等、テレビ等の報道等を通じ、業務の遂行に必要な状況等の収集・監視に当たる。

2 監視要員は、収集した状況等から、防衛省・自衛隊としての対応が予想される事項及び自衛隊の行動等に関わる事項等として属紙第2に示す事項に関し特異事項の識別に努める。

- 3 統合幕僚監部参事官及び統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長（事態に応じ担当する課長、以下同じ。）は、必要に応じ、特に留意して監視すべき事項を監視要員に示すものとする。

（状況等の整理・保管）

- 第4 監視要員は、収集した状況等について直ちに必要な保全処置をとるほか、統合幕僚監部参事官及び統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長が別に定める様式等に従って、整理・保管する。

第3章 非常時の対応

（特異事項認知時の通報等の要領）

- 第5 監視要員は、第3に定める監視業務において、特異事項を認知した場合には、定められた連絡系統により、直ちに原則として統合幕僚監部参事官及び統合幕僚監部運用部運用第1課又は運用第2課に報告する。
 - 2 連絡系統等報告、呼集等の要領については、統合幕僚監部参事官と統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長が別に定める。

（弾道ミサイル等情報伝達時の特例）

- 第6 本規則の規定にかかわらず、弾道ミサイル等情報の取扱いについては「弾道ミサイル等情報の受領及び伝達要領について」（防統幕（事）第19号。27.10.1）による。

（状況等の要求）

- 第7 監視要員は、第3に定める監視業務において特異事項を認知した場合には、他の監視チームその他関係機関等に対して関連状況等の提供を求める等、積極的に状況等を収集・整理し、的確な状況把握及び報告に努めるものとする。

（監視態勢の強化）

- 第8 統合幕僚監部参事官及び統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長は、特異事項について、特に、継続的かつ重点的に監視を行う必要があると認める場合であって、当該時点において配置されている監視要員をもっては十分な監視業務を継続できないと認めるときは、監視要員の増強を決定し、統合幕僚監部総括官及び統合幕僚監部運用部長に具申する。
 - 2 前項の具申を受けた統合幕僚監部総括官及び統合幕僚監部運用部長は、十分な監視業務の実施上必要があると認めるときは、属紙第1の増強時の欄に掲げ

る基準により、所要の要員を監視要員として配置するものとする。その際、統合幕僚監部総括官及び統合幕僚監部運用部長は必要に応じ大臣官房長と協議をするものとする。

(調整グループ設置後の通常時の監視態勢への復帰)

- 第9 統合幕僚監部参事官と統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長は、監視等要領第8に定める緊急事態対処調整グループ（以下「調整グループ」という。）が設置された場合には、監視要員の増強を解除し、通常時の態勢により監視要員を第3に規定する監視業務に当たらせるものとする。
- 2 前項の場合において、監視要員は当該特異事項に関しそれまでに収集した状況等を整理して、速やかに対処調整グループに引き継ぐものとする。
- 3 前項の引継を行った後、監視要員が第3に規定する監視業務において、調整グループが行う業務に必要と考えられる状況等を速やかに調整グループに提供するものとする。

第4章 勤務体制

(防衛省中央当直の要員の勤務体制)

- 第10 監視要員として勤務する防衛省中央当直の要員の勤務体制の細部については、大臣官房文書課長の定めるところによる。

(統合幕僚監部の要員の勤務体制)

- 第11 監視要員として勤務する統合幕僚監部の要員に係る発令、勤務表、勤務時間、その他勤務に必要な事項は統合幕僚監部運用部長の命じるところによる。

(引継ぎ)

- 第12 総括者は、勤務を終了するまでに、次に勤務する要員の総括者に対して所要の引継ぎを行う。

第5章 雑則

(委任規程)

- 第13 本規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な細部要領は、大臣官房文書課長及び統合幕僚監部参事官、統合幕僚監部運用部運用第1課長又は運用第2課長並びに防衛装備庁長官官房が協議の上定めるものとする。

中央監視チームの構成（基準）

| | 通常時 | 増強時 |
|------------|-----|-----|
| 統合幕僚監部の要員 | 5名 | 8名 |
| 防衛省中央当直の要員 | 2名 | 3名 |

中央監視チームにおいて主に監視する事項

| | | |
|---------|------|---|
| 領空・領海侵犯 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国軍用機・軍艦の領空・領海侵犯 ・その他の航空機、船舶の領空・領海侵犯 ・亡命軍人等の軍用機・軍艦による不法侵入 ・その他自衛隊の対処を要する重大な事態 |
| 警備事案 | | <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な不法行動 ・我が国周辺海域における我が国船舶に対する海賊行為等 ・政府・防衛省要人に対する不法行為 ・自衛隊施設及び在日米軍基地の警備事案 ・市ヶ谷庁舎の警備事案 ・ハイジャック等の自衛隊の協力・支援要請が予測される事象 ・その他自衛隊の対処を要する特異な事案 |
| 災害 | 自然災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震 ・風水害 ・火山噴火 ・その他自衛隊の対処を要する大規模又は特異災害 |
| | 人為災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間機又は米軍機の墜落、消息不明 ・船舶海難事故（外洋での船舶遭難、フェリー・タンカーの衝突・沈没・火災、特殊船舶火災、重要港湾における衝突・火災等） ・有害汚染物質の大量流出 ・自衛隊基地近傍での大規模火災 ・不発弾等の発見及び処理 ・その他自衛隊の対処を要する大規模又は特異事故 |
| 自衛隊事故 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊機の情報不明、墜落、衝突、不時着、民間機とのニアミス ・自衛隊艦艇の座礁、衝突、爆発、沈没（おそれの場合を含む。） ・その他、大規模又は特異な事故 ・公務に伴う隊員多数の死亡事故 |

| | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間人、民間の施設等を巻き込んだ重大な事故 ・ 民間人の死傷を伴うサービス事案 ・ 自衛隊基地内の大規模事故 ・ 在日米軍の大規模又は特異な事故・事件 ・ 海外派遣部隊の大規模又は特異な事故・事件 ・ その他、社会的影響が大きい一般事故 |
| 海外の特異事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の政変、国際紛争等、我が国の安全保障に影響を及ぼす事象 ・ 我が国周辺空・海・陸域における外国艦艇、軍用機、地上部隊等の特異な行動（訓練、演習を含む。） ・ 国際緊急援助活動等が予測される大規模災害 ・ 海外派遣部隊派遣先国の大規模又は特異な事象 |
| サイバー攻撃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊へのサイバー攻撃 ・ 民間における社会的影響が大きいサイバー攻撃 |

調整グループの支援要員構成基準

| 派遣機関 | 派遣員数 |
|-----------|------|
| 内部部局 大臣官房 | 1名 |
| 防衛政策局 | 1名 |
| 統合幕僚監部 | 5名 |
| 陸上幕僚監部 | 1名 |
| 海上幕僚監部 | 1名 |
| 航空幕僚監部 | 1名 |
| 情報本部 | 1名 |
| 防衛装備庁 | 1名 |

※派遣員数は、総合オペレーションルームに常時配置される人数。